



発行 東京都

目次

12

条 例

- 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都教育委員会)…四
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…五
- 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…五
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………(同)…五
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………(都市整備局)…六
- 東京都駐車条例の一部を改正する条例……………(同)…六
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例……………(住宅政策本部)…七
- 宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例……………(同)…七
- 東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…七
- 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例……………(福祉保健局)…七
- 東京都国民健康保険給付費等交付金条例の一部を改正する条例……………(同)…二
- 東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例……………(同)…二
- 東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………(同)…二
- 東京都受動喫煙防止条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都児童相談所条例の一部を改正する条例……………(同)…三

○東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三

○東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三

○東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三

○東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三

○東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例……………(同)…三

○地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例……………(病院経営本部)…五

○地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織を定める条例……………(同)…五

○東京都立病院条例を廃止する条例……………(同)…六

条例のあらまし

●学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

一 学校職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減
小学校	三三、六三〇	三三、二一六	四一四
中学校	一六、一二四	一六、〇六二	六二
高等学校	一〇、四三三	一〇、五四三	△一一〇
特別支援学校	六、〇二〇	五、九七六	四四
合計	六六、二〇七	六五、七九七	四一〇

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十七号)

- 一 特殊勤務手当の種類、支給額及び支給期限を改めます。
- 二 この条例は、令和四年四月一日ほかから施行します。

●東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十八号)

- 一 特殊勤務手当の種類及び支給期限を改めます。
- 二 この条例は、令和四年四月一日ほかから施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)

- 一 東京都立荒川商業高等学校及び東京都立川ろう学校を廃止します。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第三〇号)

- 一 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四八号)の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二〇年法律第八七号)の改正等に伴い、住宅の容積率に関する特例の許可の申請に関する手数料に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

(例) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 一六〇、〇〇〇円

- 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都駐車場条例の一部を改正する条例(条例第三一号)

- 一 地域の特性に応じた駐車場整備の更なる促進を図るため、鉄道駅等の周辺区域における駐車施設の附置義務の例外に関する規定を新たに設けるほか、所要の改正を行います。

(一) 駐車施設の附置義務の例外に関する規定

鉄道駅等からおおむね半径五〇メートル以内の区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な駐車施設の附置が図られていると認める場合の附置義務の例外に関する規定を新たに設けます。

(二) 都市再生特別措置法(平成一四年法律第二二号)に係る特例

特別区又は市が滞在快適性等向上区域又は駐車場配置適正化区域における集約駐車施設に関する事項を定めた場合の特例を設けます。

- 二 この条例は、令和四年七月一日から施行します。

●マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例(条例第三二号)

- 一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六二号)の施行によるマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成二二年法律第一四九号)の改正に伴い、マンションの管理に関する計画の認定の申請等に関する手数料に係る規定を設けます。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第三三号)

- 一 宅地建物取引士資格試験手数料の額を改定します。
七、〇〇〇円 ↓ 八、二〇〇円
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第三四号)

- 一 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三七号)の施行による宅地建物取引業法(昭和二七年法律第一七六号)の改正を踏まえ、書面の交付に代わる電磁的方法による提供に係る規定を設けます。
- 二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

●東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第三五号)

- 一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二三三号)及び食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二二九号)に基づく事務の手数料の額に係る経過措置の期間を延長します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都国民健康保険給付費等交付金条例の一部を改正する条例(条例第三六号)

- 一 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和三年政令第二五三号)の施行による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三四年政令第四一号)の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例(条例第三七号)

- 一 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和三年厚生労働省令第一五四号)の施行による国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(平成二九年厚生労働省令第一一一号)の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第三八号)

- 一 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六六号)の施行による国民健康保険法(昭和三十三年法律第一九二号)の改正等に伴い、財政調整事業に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都受動喫煙防止条例の一部を改正する条例(条例第三九号)

- 一 民法の一部を改正する法律(平成三〇年法律第五九号)の施行を踏まえ、保護者の監督保護に係る者の年齢を改めます。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)

- 一 民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和三年厚生労働省令第二〇一号)の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六三号)の改正等に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都児童相談所条例の一部を改正する条例(条例第四一号)

- 一 児童福祉法施行令の一部を改正する政令(令和三年政令第二二八号)等の施行に伴い、中野区及び板橋区が行うこととする事務について、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年四月一日ほかから施行します。

●東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第四二号)

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一二五号)等の施行による社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六二年法律第三〇号)の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第四三号)

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障

害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第一二二号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成三〇年厚生労働省令第三号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第四四号）

一 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第六三号）の施行による児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）の改正を踏まえ、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第四五号）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第一二二号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成三〇年厚生労働省令第二号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例（条例第四六号）

一 東京都食品安全審議会答申に基づき、ふぐ調理師免許制度を見直すほか、所要

の改正を行います。

二 この条例は、令和五年四月一日ほかから施行します。

●地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例（条例第四七号）

一 地方独立行政法人法（平成一五年法律第一一八号）第六条第四項及び第四四条第一項の条例で定める重要な財産を定めます。

二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

●地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織を定める条例（条例第四八号）

一 地方独立行政法人東京都立病院機構の設立に際し、当該法人に職員を引き継ぐ東京都の内部組織を定めます。

二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

●東京都立病院条例を廃止する条例（条例第四九号）

一 東京都立病院の業務を行う地方独立行政法人を設立することに伴い、条例を廃止します。

二 この条例は、令和四年七月一日から施行します。

条 例

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十六号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）の一部を次のよ

うに改正する。

第二条第一項の表一の項中「三三、二一六人」を「三三、六三〇人」に改め、同表二の項中「一六、〇六二人」を「一六、一二四人」に改め、同表三の項中「一〇、五四三人」を「一〇、四三三人」に改め、同表四の項中「五、九七六人」を「六、〇二〇人」に改め、同表合計の項中「六五、七九七人」を「六六、二〇七人」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十七号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号から第五号までを次のように改める。

一から五まで 削除

第三条から第七条までを次のように改める。

第三条から第七条まで 削除

第八条第二項中「人事委員会」を「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に、「教育委員会規則」を「東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改める。

第十五条第二項中「六千四百円」を「一万六千円」に改める。

第二十条第一項中「第七条」を「第八条」に改める。

附則第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、

公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十八号

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号を次のように改める。

一及び二 削除

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第五条第一項中「人事委員会」を「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に、「教育委員会規則」を「東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改める。

第十四条中「第四条、」を削る。

附則第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二十九号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例(昭和三十九年東京都条例第百十三号)の一部を次のように改正する。

別表三の項中

同	足立工業高等学校	同	西新井四丁目三十番一号
同	荒川商業高等学校	同	小台二丁目一番三十一号

同 足立工業高等学校 同 西新井四丁目三十番一号 に改め、

同表五の項中

同	大塚ろう学校	豊島区巣鴨四丁目二十番八号
同	立川ろう学校	立川市栄町一丁目十五番地七

同 大塚ろう学校 豊島区巣鴨四丁目二十番八号 に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部第三の款一の項中「若しくは第六十八条の六十九第三項第五号イ」を削り、同款二の項中「若しくは第六十八条の六十九第三項第六号」を削り、同款四の項中「若しくは第三十九条の九十八第九項」を削り、同部第十二の款四の項の次に次のように加える。

五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査

認定を受けた長期優良住宅建築等 十六万円 許可申請のとき。

積率の特例許可申請手数料

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表一の一部(同部第十二の款四の項の次に次のように加える部分を除く。)の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十八条の六十九第三項第五号イ及び第六号に規定する認定の申請に対する審査並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第三十九条の九十八第九項に規定する認定の申請に対する審査については、前項ただし書に規定する改正規定による改正前の東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第三の項の規定は、なおその効力を有する。

東京都駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十一号

東京都駐車条例の一部を改正する条例

東京都駐車条例(昭和三十三年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成十三年国土交通省令第五百五十一

号)第二条第七号に規定する駅又は軌道法施行規則(大正十二年内務省令)第九条

第一項第十一号に規定する停留場(以下これらを「鉄道駅等」という。)からおおむね半径五百メートル以内の区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合

第十七条の二第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 鉄道駅等からおおむね半径五百メートル以内の区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な荷さばきのための駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合

第十七条の三第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 鉄道駅等からおおむね半径五百メートル以内の区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合

第十七条の四第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 鉄道駅等からおおむね半径五百メートル以内の区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な荷さばきのための駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合

第十七条の八を次のように改める。

(駐車施設の附置等に関する特例)

第十七条の八 特別区又は市が、次に掲げる区域内において、建築物を新築し、増築し、又は用途の変更をしようとする者が附置すべき駐車施設又は荷さばきのための駐車施設に関する条例を定めた場合であつて、当該区域が駐車場整備地区等、周辺地区及び自動車ふくそう地区内に存するときは、当該区域内においては、第十七条から第十七条の五までの規定は適用しない。

一 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第七条第一項の規定により特別区又は市が作成した低炭素まちづくり計画(同条第三項第一号に規定する集約駐車施設に関する事項が記載されたものに限る。)における同号に規定する駐車機能集約区域

二 都市再生特別措置法第四十六条第一項の規定により特別区又は市が作成した都市再生整備計画(同条第十四項第三号ハに規定する集約駐車施設に関する事項が記載されたものに限る。)における同条第二項第五号に規定する滞在快適性等向上区域

三 都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により特別区又は市が作成した立地適正化計画(同条第六項第三号に規定する集約駐車施設に関する事項が記載されたものに限る。)における同項第一号に規定する駐車場配置適正化区域

第十七条の九第二項中「前項の」を「同項の」に改め、同条第四項中「駐車機能集約区域の」を「前条各号に掲げる区域の」に、「当該駐車機能集約区域内」を「当該区域内」に、「前条」を「同条」に改める。

第十八条の二中「前条第一項及び第二項の規定により駐車施設を設置しようとする者又は」を削り、「敷地外に」の下に「駐車施設を設置しようとする者又は前条第一項及び第二項の規定により」を加える。

附 則

第十九条の二第一項第一号中「定められている区域」の下に「、鉄道駅等からおおむね半径五百メートル以内の区域」を加える。

1 この条例は、令和四年七月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十二号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例

(通則)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号。以下「法」という。)に基づく事務に関する手数料をこの条例の定めるところにより徴収する。

(手数料を徴収する事務等)

第二条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

(手数料の不還付)

第三条 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(徴収の猶予)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料の徴収を猶予することができる。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

事務	名称及び額	徴収時期
一 法第五条の四の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	<p>マンション管理計画認定申請手数料</p> <p>マンション管理計画認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 申請に併せてマンション管理適正化推進センター</p>	認定申請のとき。
二 法第五条の六第一項の規定に基づく管	<p>一 (法第九十一条に規定するマンション管理適正化推進センターをいう。以下同じ。)が作成した法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準(都道府県等マンション管理適正化指針(法第三条の二第二項第四号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針をいう。以下同じ。))に関する部分を除く。)に適合していることを示す書類が提出された場合 長期修繕計画の数に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>イ 長期修繕計画の数が一で 四千百円あるもの</p> <p>ロ 長期修繕計画の数が二以上であるもの</p> <p>イ 長期修繕計画の数が一で 二万九千円あるもの</p> <p>ロ 長期修繕計画の数が二以上であるもの 二万九千円に一を超える長期修繕計画の数に一万六千円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(二) (一)以外の場合 長期修繕計画の数に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>イ 長期修繕計画の数が一で 二万九千円あるもの</p> <p>ロ 長期修繕計画の数が二以上であるもの 二万九千円に一を超える長期修繕計画の数に一万六千円を乗じて得た額を加算した額</p>	更新申請のとき。

<p>三 法第五条の七第一項の規定に基づく管理計画の変更</p>	<p>理計画の認定の更新の申請に対する審査</p>
<p>(一) 法第五条の七第二項において、次に掲げる額を合算した額 四千八百円</p>	<p>に定める額</p> <p>(一) 申請に併せてマンション管理適正化推進センターが作成した法第五条の六第二項において準用する法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準（都道府県等マンション管理適正化指針に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類が提出された場合、長期修繕計画の数に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>イ 長期修繕計画の数が一で 四千五百円あるもの</p> <p>ロ 長期修繕計画の数が二以上 四千五百円に超える長期修繕計画の数に千八百円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(二) (一)以外の場合、長期修繕計画の数に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>イ 長期修繕計画の数が一で 二万九千円あるもの</p> <p>ロ 長期修繕計画の数が二以上 二万九千円に超える長期修繕計画の数に一万六千円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>変更認定申請のとき。</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>
<p>の認定の申請に対する審査</p>	<p>の認定の申請に対する審査</p>
<p>て準用する法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項</p> <p>(一) 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項 四千円</p> <p>(二) 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項 四千六百円</p> <p>(三) 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項 九千八百円</p> <p>(四) 変更に係る認定基準のうち組合員名簿若しくは居住者名簿又は都道府県等マンション管理適正化指針の基準に係る事項 二千九百円</p> <p>(五) (一)から(四)まで以外の事項 二千円</p> <p>(六) 二以上の長期修繕計画の変更に係る申請の場合にあっては、一を超える長期修繕計画の数に、次に掲げる額を乗じて得た額を合算した額</p> <p>イ 変更に係る認定基準のうち管理組合の運営の基準に係る事項 二千六百円</p>	<p>て準用する法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項</p> <p>(一) 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項 四千円</p> <p>(二) 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項 四千六百円</p> <p>(三) 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項 九千八百円</p> <p>(四) 変更に係る認定基準のうち組合員名簿若しくは居住者名簿又は都道府県等マンション管理適正化指針の基準に係る事項 二千九百円</p> <p>(五) (一)から(四)まで以外の事項 二千円</p> <p>(六) 二以上の長期修繕計画の変更に係る申請の場合にあっては、一を超える長期修繕計画の数に、次に掲げる額を乗じて得た額を合算した額</p> <p>イ 変更に係る認定基準のうち管理組合の運営の基準に係る事項 二千六百円</p>

ロ 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項	二千六百元
ハ 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項	二千八百円
ニ 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項	五千二百円
ホ 変更に係る認定基準のうち組合員名簿若しくは居住者名簿又は都道府県等マンション管理適正化指針の基準に係る事項	千七百円
ヘ イからホまで以外の事項	九百円

宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十三号

宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例

宅地建物取引業法等関係手数料条例(平成十二年東京都条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び別表一の部ハの項中「七千円」を「八千二百円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十四号

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例(平成十六年東京都条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 宅地建物取引業者は、前項の規定による書面(前項各号に掲げる事項に係るものに限る。)の交付に代えて、規則で定めるところにより、住宅を借りようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であつて規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第五条第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の書面の交付に係る指導及び勧告については、なお従前の例による。

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十五号

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都国民健康保険給付費等交付金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十六号

東京都国民健康保険給付費等交付金条例の一部を改正する条例
東京都国民健康保険給付費等交付金条例（平成二十九年東京都条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「第四条の五第三項」を「第四条の六第三項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十七号

東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例
東京都国民健康保険事業費納付金条例（平成二十九年東京都条例第八十六号）の一部

を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十八号

東京都国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
東京都国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年東京都条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六項」を「第七項」に、「とし、予算で定める」を「とする」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定するもののほか、東京都国民健康保険事業会計の毎年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金の全部又は一部を基金に積み立てることができる。

3 各年度において基金として積み立てる額は、予算で定める。

第五条中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第四項」に改める。

第六条中「第八十一条の二第九項第一号」を「第八十一条の二第十項第一号」に改める。

第十条中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改める。

第十一条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。
第十三条に次の一項を加える。
2 知事は、法第八十一条の二第四項に該当する場合、算定政令第二十一条の二第三項

の規定により算定した額の範囲内で基金を取り崩すことができる。
第十四条中「前条」を「前条第一項」に改める。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都受動喫煙防止条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十九号

東京都受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

東京都受動喫煙防止条例（平成三十年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。
第五条中「二十歳」を「十八歳」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「当該児童等」を「当該児童」に改める。

第七十四条第一項中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十一号

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第百十九号）の一部を次のように改正する。

別表東京都杉並児童相談所の項中「中野区 杉並区」を「杉並区」に改め、同表東京都北児童相談所の項中「北区 板橋区」を「北区」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表東京都北児童相談所の項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十二号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附

則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

第六条第二項第三号及び第七十一条第二項第三号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十三号

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十四号

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「の指定」の下に「（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市の長による施設の指定を含む。第五十二条第三項において同じ。）」を加え、「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十五号

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十六号

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例

第一条 東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

「第四章 ふぐ加工製品の取扱い等(第十七条―第十八条の二)

目次中 第五章 雑則(第十九条―第二十一条) を

第六章 罰則(第二十二條―第二十五條) 「」

「第四章 雑則(第十七条―第二十条) に改める。

第五章 罰則(第二十一条―第二十四条)」

第二条第二号中「処理し、加工し、若しくは調理する」を「若しくは処理する」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、処理の終わったものであつて規則で定めるものを販売し、又は販売の用に供するために貯蔵することを除く。

第二条第四号及び第五条第一号中「第十条第一号及び第三号」を「第十条第二号」に改める。

第十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十一条第一項第三号中「前条第一号及び第三号」を「前条第二号」に改め、同項第四号中「適切に」を「確実に」に改める。

第四章を削る。

第五章中第十九条を第十七条とし、第十九条の二を第十八条とする。

第二十条第一項中第七号及び第八号を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する手数料は、国若しくは地方自治法第一条の三に規定する地方公共団体又は生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定により保護を受ける者から申請があるとき、その他知事において特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

第二十条を第十九条とし、第五章中第二十一条を第二十条とし、同章を第四章とする。

第六章中第二十二條を第二十一條とする。

第二十三條中「一に」を「いずれかに」に改め、第四号を削り、同条を第二十二條とする。

第二十四條中「一に」を「いずれかに」に改め、第三号を削り、同条第四号中「第十九條第一項」を「第十七條第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第二十

三条とする。

第二十五條中「第二十二條第二号」を「第二十一條第二号」に、「第二十三條第一号、第三号及び第四号」を「第二十二條第一号及び第三号」に、「第二十四條第三号及び第四号」を「第二十三條第三号」に改め、同条を第二十四條とする。

第六章を第五章とする。

第二条 東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を次のように改正する。

目次中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

第一条及び第二条第三号中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

「第二章 ふぐ調理師」を「第二章 ふぐ取扱責任者」に改める。

第三条中「ふぐ調理師の」を「ふぐ取扱責任者の」に改め、同条第一号中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ取扱責任者試験」に改め、同条第二号中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市」を「地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市」に改める。

第四条中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ取扱責任者試験」に、「ふぐ調理師として」を「ふぐ取扱責任者として」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第四号中「第九条第一項第四号」を「第九条第一項第三号」に改める。

第七条第一項中「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ取扱責任者免許証」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

第八条中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

第九条第一項中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項及び第三項中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

第十条、第十一条(見出しを含む)、第十二条第二号、第十三条第二項及び第十五条から第十七条までの規定中「ふぐ調理師」を「ふぐ取扱責任者」に改める。

第十九条第三項中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定の施行の際、現に同条の規定による改正前の東京都ふぐの取扱い規制条例(以下「旧条例」という。)
第三条の免許(以下「旧免許」という。)
をを受けている者は、第二条の規定による改正後の東京都ふぐの取扱い規制条例(以下「新条例」という。)
第三条の免許(以下「新免許」という。)
を受けた者とみなす。

3 第二条の規定の施行の際、現に旧条例第四条の規定により実施されたふぐ調理師試験に合格している者は、新条例第四条の規定により実施されたふぐ取扱責任者試験に合格した者とみなす。

4 第二条の規定の施行の際、現に旧条例第七条第一項の規定により交付されている旧免許に係るふぐ調理師免許証は、新免許に係るふぐ取扱責任者免許証とみなす。

5 前三項に規定するもののほか、第二条の規定の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

6 この条例(第二条の規定については、同条の規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十七号

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する

重要な財産を定める条例

(法第六条第四項の条例で定める重要な財産)

第一条 地方独立行政法人東京都立病院機構(以下「法人」という。)に係る地方独立

行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)
第六条第四項の重要な財産であつて条例で定めるものは、法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあつては、当該申請の日における額)が五十万円以上のもの(当該財産の性質上法第四十二条の二の規定により処分することが適当でないものを除く。)
その他知事が定める財産とする。

(法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産)

第二条 法人に係る法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあつては、適正な見積価格)が二億円以上の不動産(土地については、一件二万平方メートル以上のものに限る。)
又は動産とする。

附則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織を定める条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十八号

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条

第二項に規定する条例で定める内部組織を定める条例

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織は、東京都立病院条例を廃止する条例(令和四年東京都条例第四十九号)による廃止前の東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)別表に掲げる東京都立広尾病院、東京都立大塚病院、東京都立駒込病院、東京都立墨東病院、東京都立多摩総合医療センター、東京都立神経病院、東京都立小児総合医療センター及び東京都立松沢病院とする。

附則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

東京都立病院条例を廃止する条例を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四十九号

東京都立病院条例を廃止する条例

東京都立病院条例（昭和三十六年東京都条例第十三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号
一箇月 五〇円
六、六〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

